

建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱いについて（令和7年4月改正）

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第366号）により、専任技術者の配置を要する工事金額の基準を引き上げる改正がされました。

これに対応し、袋井市建設工事執行規則第22条3項及び袋井市建設工事請負契約約款第10条3項に規定する「現場代理人の兼任」を認める要件等を下記のとおり見直しましたのでお知らせします。

1. 現場代理人を兼任することができる要件について

袋井市が発注する工事又は袋井市以外の機関が発注する工事で、次の(1)(2)に該当するとき、現場代理人を同一人が兼任することができます。

- (1) 工事1件の請負代金の額（税込）が 4,500万円（建築一式工事にあつては 9,000万円）以上の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。）は次のアからエのすべてを満たしていること。

- ア 兼任しようとする工事の件数は、2件とする。
- イ 兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。
- ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。※ 資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請業者で施工する場合も含む。
- エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

- (2) 工事1件の請負代金の額（税込）が 4,500万円（建築一式工事にあつては 9,000万円）未満の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金も 4,500万円（建築一式工事にあつては 9,000万円）未満）は、次のアからウのすべてを満たしていること。

- ア 兼任しようとする工事の件数は、3件までとする。
- イ 兼任しようとする工事現場間の距離及び移動時間が一定範囲内であること。
具体的には、工事現場間（兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間）の直線距離が20km以内かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情における移動時間が概ね20分以内であること。
- ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。
- エ 変更契約を行う場合は、変更契約後の請負代金の額（税込み）による区分の判断基準により、改めて兼任可否の判断を行うこと。

2. 手続きについて

現場代理人を兼任する場合には、あらかじめ担当監督員の確認を得た後、契約時に提出する「主任技術者等通知書」と同時に別紙「現場代理人の兼任申請書」を提出してください。

3. 開始時期

令和7年4月1日以降の契約締結分から施行します。

※ 本市が発注する工事で専任の主任技術者が兼任できる要件は、別添の「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日付け国土建第272号）のとおりとしています。

現場代理人を兼任することができる要件（1）と同様の条件となります。

国土建第272号
平成26年2月3日

都道府県主管部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）

建設工事の現場に置くこととされている主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）及び現場代理人について、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成25年2月5日付け国土建第348号）を定め、その適正な運用をお願いしてきたところですが、今般、下記のとおり改正し、地方整備局等あて通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業者団体に対しても速やかに関係事項の周知方お願いします。

なお、「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について」（平成25年9月19日付け国土建第162号）は、廃止します。

記

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

（1） 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

（2） （1）の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

- (3) (1) 及び (2) の適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

2. 現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

平成 22 年 7 月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第 10 条第 3 項）が追加されたことを受け、「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号）（別紙 1）において、適切な運用に努めるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、当該規定の趣旨を踏まえ、現場代理人の常駐義務緩和について適切に運用されたい。

なお、現場代理人の常駐義務の緩和により、法第 26 条第 3 項に基づく監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意されたい。

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について

監理技術者等の専任を要しない期間については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 315 号）のほか、「主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について」（平成 21 年 6 月 30 日付け国総建第 75 号）（別紙 2）において、適切に設定されるよう、お願いしてきたところであるが、引き続き、これらの趣旨を踏まえ、監理技術者等の専任を要しない期間について適正に運用されたい。

以 上